

休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 届 書

事 項	薬局、医薬品販売業等を廃止し、休止し、又は休止した薬局、医薬品販売業等を再開したとき
根拠 法令	法 律 第 10 条、第 19 条、第 38 条、第 40 条、第 40 条の 7 施 行 令 第 2 条の 14、第 35 条、第 57 条 施行規則 第 10 条の 2、第 18 条、第 114 条、第 159 条の 23、第 177 条、第 178 条、第 196 条の 13 施行細則 第 6 条
提出部数	保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所） 保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業：1部（保健福祉事務所） 保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部薬事管理課、1部長野市保健所又は松本市保健所） 保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業：1部（長野市保健所又は松本市保健所） 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	廃止したときは、許可証等の原本（許可証等を紛失した場合には、理由書）
その他	1. 廃止、休止又は再開したときから 30 日以内に届け出ること。 2. 業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。 3. 管理医療機器の販売業又は貸与業にあっては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄に、その販売業又は貸与業の届出を行った年月日を記載すること。 4. 休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「○年○月○日まで休止の予定」と付記すること。 5. 配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。

休止
廃止届書
再開

業務の種別		
許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日		
薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所	名称	
	所在地	
廃止、休止又は再開の年月日		
備考		

休止
上記により、廃止の届出をします。
再開

年月日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
住所〒

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
氏名

長野県知事
市長 殿